

## 第二期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画作成に係るQ&A

本資料は、「自治体向けFAQ」の他、子ども・子育て支援新制度説明会（平成26年4月17日開催）資料2<3>「『手引き』に関する主な質問と回答について」及び平成25年8月22日付「基本指針(案)Q&A」を集約し、必要に応じて更新し、また新たに加えたものである。

なお、本資料において「第一期手引き」とは、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（平成26年1月20日付事務連絡）をいう。

	事項	問	答	備考
1	量の見込み・確保方策（時点）	「第一期手引き」により算出される教育・保育に係る目標事業量は、年度当初または年度末のどちらの時点のものでしょうか。	「第一期手引き」では、例えば、保育の量の見込みの算出については、「0～5歳」（正味6学年）の推計児童数を基に算出することとしており（0～6歳ではない）、調査時点に関わらず年度当初の事業量が算出されます。	「手引き」に関する主な質問と回答について 14
2	量の見込み・確保方策（年齢区分）	量の見込みを設定する際に、「保育が必要な満3歳未満の子ども」だけ「0歳」「1 - 2歳」に分ける理由は何ですか。また、自治体の判断で分けられないことも可能ですか。	子ども・子育て支援法では、認定区分ごとに「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。基本指針では、こうした法律の枠組みを前提として、0歳児については、0歳児保育の政策的位置づけにより必要量が大きく変わることから、特に満1・2歳と区分して、「量の見込み」、「確保方策」を記載することとしたものです。 なお、都道府県は、市町村の基盤整備を支援する役割を担っており、都道府県支援事業支援計画の量の見込みに基づいて自ら基盤整備を行う立場には基本的にはないことから、都道府県の実情に応じて、「0歳」「1 - 2歳」を区分しないことも可能です。	基本指針（案）Q&A（第2版）Q4
3	量の見込み・確保方策（区域設定）	量の見込みを区域ごと集計すると細かすぎるので、全市で集計してよいでしょうか。	量の見込みの算出に当たって複数の区域をまとめて推計した値を各区域に配分することも可能です。ただし、複数の区域をまとめるに当たっては、例えば市街地と山間地ではニーズの傾向が異なることも考えられることから、地域の特性を踏まえて対応することが望ましいと考えます。	「手引き」に関する主な質問と回答について 10
4	量の見込み・確保方策（家庭類型）	「第一期手引き」で、家族類型に分けて分析する方法が示されましたが、人数が少ないところは1家庭あたりの比重が高くなってしまいます。状況に応じ、市町村の判断で分析方法は変えてもよいでしょうか。	「第一期手引き」は、「『調査表のイメージ』を活用した標準的な算出方法」を示したものであり、各市町村において独自の算出方法を用いることも可能です。ただし、その場合も、保育等の潜在的な利用ニーズを踏まえたものとするなど、量の見込みの算出の基本的な考え方を取り入れたものとする必要があります。	「手引き」に関する主な質問と回答について 9
5	量の見込み・確保方策（下限時間）	「第一期手引き」の中で、48時間から64時間の間の下限時間で区切ってタイプ分けを行っていますが、経過措置を利用して、下限時間を設定しない場合にはどのように算出すればよいでしょうか。	経過措置の適用により、保育下限時間を設定しない場合には、「パートタイム」を「120時間以上」「120時間未満」の2区分とし、「120時間未満」の区分について「第一期手引き」における「120時間未満下限時間以上」と同様の方法によりCとC'、EとE'に区分することとなります。	「手引き」に関する主な質問と回答について 5
6	量の見込み・確保方策（下限時間）	経過措置の適用により保育認定の下限時間を設定しない場合、保育の量の見込みについては経過措置により保育認定を受けることが可能となる児童分についても見込むということによりよいでしょうか。	お見込みのとおりとなります。	「手引き」に関する主な質問と回答について 6

	事項	問	答	備考
7	量の見込み・確保方策（ニーズ調査）	計画の確保方策を定めるに当たって、ニーズ調査の結果にどの程度拘束されるのでしょうか。仮にニーズ調査で、小規模保育や家庭的保育に対するニーズが強いと分かった場合でも、確保方策として保育所の新設・定員増を記載することは可能でしょうか。	市町村は、必要な保育を確保する義務があることから、新制度の実施主体として、必要量を確保するための基盤整備を行っていただく必要はありますが、教育・保育施設、地域型保育事業のどちらをどの程度整備するかは、必要量、地域の実情を踏まえた自治体のご判断であり、ご質問のような対応をすることは可能です。 ただし、計画作成に当たっては、地方版子ども・子育て会議等における地域の関係当事者の議論を経ることが必要です。また、必要量を満たしていない限り、他の種類の教育・保育施設、地域型保育事業（問の例では保育所以外）から認可、認定の申請があったときは、原則として、認可、認定すべきものであることに留意が必要です。	基本指針 （案）Q&A （第2版）Q8
8	量の見込み・確保方策（幼稚園の利用を希望する保育の必要性のある子ども）	「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」の量の見込みについて、第一期計画作成時には「調査票のイメージ」問15（現在の利用状況）を用いて算出しているが、平成30年8月24日付事務連絡において、問16-2として、特に幼稚園の利用に強い希望を尋ねる問が追加されたため、これを踏まえ調査を実施しましたが、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」の量の見込みに利用する利用意向率については、従来の考え方で算出するのでしょうか。新たに追加した問16-2も含めた問16（利用希望）に基づいて算出するのでしょうか。	「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」を算出する際に使用する利用意向率については、問16-2を含めた問16（利用希望）の数値を使用することも可能であり、市町村の実態に応じて適切な方法を選択していただきたいと思います。 問16（利用希望）を使用する場合の算出方法としては、例えば、量を見込む際の算出に必要な利用意向率を、問16において幼稚園又は預かり保育のみを選択した者及び問16-2において幼稚園の利用希望を強く希望するに「1. はい」と回答した者を合計した割合とすることが考えられます。 その上で、問15（現在の利用状況）を用いて算出した利用意向率に基づき算出された量の見込みと比較し、大きな離れがある場合には、地方版子ども・子育て会議等の議論も踏まえてご判断の上、より市町村の実態に応じた量の見込みを算出することが考えられます。	新規
9	量の見込み・確保方策（幼稚園の利用を希望する保育の必要性のある子ども）	幼稚園の利用を希望する保育の必要性のある子どものニーズについては、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」として2号認定として計上し、確保方策としては1号でカウントする理由は何か。	保育の必要性のある者については、保育所・認定こども園等でニーズを満たすことが中心となることから、「量の見込み」においては、2号に計上することを基本としています。ただし、全ての幼稚園が認定こども園に移行することは現実的ではなく、また、移行希望があっても一定の検討・準備期間を要すること、共働き等家庭の子どもであっても、預かり保育等の活用を前提に幼稚園の利用を希望し選択することは可能であり、実態としても幼稚園の利用が多く見られること等から、確保方策としては、1号に計上することも可能としています。	新規
10	量の見込み・確保方策（幼稚園の利用を希望する保育の必要性のある子ども）	「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」の保育ニーズに対して、確保方策を講じる必要はないのでしょうか。 今回、第41回子ども・子育て会議の資料4において、「保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること」が盛り込まれた趣旨は何か。	保育を必要とする者で幼稚園及び預かり保育の利用希望があるものについて、適切に量を見込むとともに、これに対応した確保方策（幼稚園の認定こども園への移行又は長時間及び通年の預かり保育）を講じることを明確化したものです。	新規

	事項	問	答	備考
11	量の見込み・確保方策（公立幼稚園の3年保育）	2年保育しか実施していない公立幼稚園は、3年保育を実施する必要があるのででしょうか。	市町村事業計画の作成に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、現存する幼稚園や認定こども園における教育・保育の供給量が不足している場合には、私立幼稚園に対する定員増の要請や公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等（3年保育化）などによる対応を含め、その確保方策を市町村として定めていただく必要があります。	自治体向けFAQ 190
12	量の見込み・確保方策（預かり保育）	幼稚園の預かり保育の必要量については、従来、「地域子ども・子育て支援事業」の一時預かり事業で量の見込み及び確保方策を設定していたところですが、第二期計画においては、「教育・保育」においても量の見込みを設定する必要があるのでしょうか。	従来より、預かり保育の利用希望については、地域子ども子育て支援事業の一時預かり事業において、量の見込み及び確保方策を設定することを求めてきたところですが、今般、保育の受け皿確保の一環として幼稚園における待機児童の受入れを促進していること、また幼稚園における預かり保育について保育の必要性のある者を対象に無償化する方向であることから、「教育・保育」の量の見込み及び確保方策において、保育を必要とする者のニーズに対応した預かり保育（長時間・通年）の量を見込み、確保する必要性を基本指針に盛り込む方向で検討しています。 したがって、「教育・保育」においても量の見込み・確保方策（人単位）を記載する必要があります。他方、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業は、人日ベースで補助額の算定を行っていることから、一時預かり事業に必要な予算額を見込むために、従来の「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込み・確保方策（人日単位）の記載も必要であることに留意してください。	新規
13	量の見込み・確保方策（預かり保育）	既に「子育て安心プラン」を踏まえた基本指針の改正（平成30年3月30日内閣府告示第56号）の際に、「幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズに適切に対応可能であると認められる場合には、2号に定める確保の内容に含めることができる」とされたところですが、この取り扱いと新たに第41回子ども・子育て会議資料4で示された内容は異なるものですか。	保育所等の整備が不足し待機児童が発生している状況であることを踏まえ、「子育て安心プラン」に基づき、幼稚園における待機児童の受入れを促進している観点から、保育を必要とする子どもの預かりニーズに適切に対応可能であると認められる場合には、2号に定める確保の内容に含めることを可能としたところであり、主に想定される対象者は、保育所等の利用を希望したものの保育所に入所できない者であると考えられます。 一方、第41回子ども・子育て会議にお示した内容については、保育を必要とする者で幼稚園及び預かり保育の利用希望がある者について、適切に量を見込むとともに、それに対応した確保方策（幼稚園の認定こども園への移行（2号で計上）又は幼稚園における長時間及び通年の預かり保育の実施（1号で計上））を講じることを明確化したものです。 これらのことから、上記のそれぞれについて適切に量を見込み、確保方策を講じるのが望ましいと考えられます。ただし、仮に2号の確保内容において幼稚園及び預かり保育を設定している市町村の場合には、計画作成の事務の省力化の観点から、2号の確保内容の幼稚園及び預かり保育にまとめて計上することも差し支えないと考えます。	新規

	事項	問	答	備考
14	量の見込み・確保方策（預かり保育）	「第一期手引き」P49の＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）＞のうちの「2号認定による利用」の【利用意向日数】における「就労日数」は該当する者の平均値ということでしょうか。	お見込みのとおりとなります。	「手引き」に関する主な質問と回答について 22
14-2	量の見込み・確保方策（預かり保育）	「確認を受けない幼稚園」における預かり保育については、全て地域子ども・子育て支援事業である一時預かり事業となるのでしょうか。	幼稚園における預かり保育の全てが地域子ども・子育て支援事業となるものではありません。私学助成における預かり保育補助による実施や、「確認を受けない幼稚園」が市町村から地域子ども・子育て支援事業における一時預かり事業の委託を受けて実施すること、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業により実施することも可能です。	【追加】「手引き」に関する主な質問と回答について 19
14-3	量の見込み・確保方策（公立の認可外保育施設の取扱い）	市が運営している認可外保育施設（へき地保育所と保育所型児童館など）は直営なので、確保方策に含めることができる「市町村が運営費支援を行っている認可外保育施設」には該当しないと考えられますが、確保方策に含めることは可能ですか。	「市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設」については、当分の間、確保方策に含めることを可能とする取扱いとしていますが、その趣旨は市町村が当該施設の適正な運営に一定の責任を負っていると評価されることによるものです。したがって、市が直営している施設についても同様に評価し得ると考えられることから、含めることとして差し支えありません。	【追加】自治体向けFAQ 13
15	量の見込み・確保方策（地域子ども・子育て支援事業）	「第一期手引き」のP5の図表1において「子育て短期支援事業」「病児保育事業」「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の「対象児童年齢」欄に就学児が含まれていますが、量の見込みの算定に当たって就学児を考慮しなければならないのでしょうか。	「第一期手引き」P6の「量の見込みの具体的算出方法」における各事業の量の見込みの算出にあるとおり、主たる利用者である0～5歳に係る推計で足りることとしています。（就学児を対象に調査を行っている等の場合に、市町村の判断で就学児に係る量の見込みを算出することを妨げるものではありません。）	「手引き」に関する主な質問と回答について 21
16	量の見込み・確保方策（地域子ども・子育て支援事業）	「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）」の量の見込みについては、「調査票のイメージ」において回答する利用意向日数が週単位となっているため、現行の算出方法では、就学児のみ週単位（他は年単位）で算出することになっていますが、そのような取扱いでよいのでしょうか。	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の「量の見込み」は、「0～5歳（病児・緊急対応強化事業を除く）」「0～5歳（病児・緊急対応強化事業）」「就学児」の3区分の合計により求められるものであり、単位を合わせる必要があることから、就学児分についても年単位で算出することが必要であるため以下のように取り扱ってください。 「利用意向日数」の「平均日数」について、問26、27から得られる平均値に52（週）を乗じて得た値とする。	「手引き」に関する主な質問と回答について 24
17	量の見込み・確保方策（地域子ども・子育て支援事業）	「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業）」については、量の見込み及び確保方策を設定することが必要でしょうか。	不要です。	「手引き」に関する主な質問と回答について 26

	事項	問	答	備考
18	量の見込み・確保方策（広域利用）	他市町村からの広域利用についての「量の見込み」はどのように見込めばよいでしょうか。	平成26年8月29日付事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策等における広域利用の取り扱いについて」参照。	「手引き」に関する主な質問と回答について 2
19	量の見込み・確保方策（広域利用）	A市に所在する施設（定員70人）を、A市居住者50人、B市居住者20人が利用しています。新制度移行後は、施設の確認及び利用定員の設定はA市のみが行うこととなりますが、今後とも、B市居住者の枠として20人分を確保したいと考えています。その場合、利用定員の設定や利用調整の方法等について、どのようにすればよいでしょうか。また、利用調整の結果、B市居住者が入所できなかった場合には、どちらの市が対応することになるのでしょうか。	<p>A市とB市との間で十分に協議いただくことが基本となりますが、以下のような対応が考えられます。</p> <p>・A市に所在する施設において、一定数のB市居住者を恒常的に受け入れており、今後も同様に受け入れる見込みである場合には、両市において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。その際、利用調整の時期や実施方法、優先利用の考え方等についても、併せて当該協定に規定しておく。（なお、このような場合には、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市の支援事業計画に位置付けることが適当と考えられます。）</p> <p>・複数の施設において広域利用が見込まれる場合には、当該複数の施設を対象とした包括的な協定を締結する。</p> <p>なお、B市居住者の受入れが恒常的なものではない場合には、保護者から当該施設の利用申込みを受けた際に、その都度協議することが考えられます。その場合、必要に応じ、当該施設の利用定員を超えて受入れを行うことも可能です。</p> <p>また、利用調整の結果、B市居住者が当該施設に入所できなかった場合には、B市において、その者の保育を確保するための措置を講じる必要があります。</p>	自治体向けFAQ 16
20	量の見込み・確保方策（広域利用）	病児保育を利用する際、居住地市町村以外の病児保育を利用することは可能ですか。その際、どのようなことに留意する必要がありますか。	<p>病児保育について、居住地に利用できる施設があるとは限らないため、広域的な利用ニーズに応えていく必要があります。</p> <p>このため、市町村間ではあらかじめ広域利用があった場合の費用負担について十分に協議していただくことが基本となりますが、以下のような対応が考えられます。</p> <p>一定数の利用者を恒常的に受け入れており、今後も同様に受け入れる見込みである場合には、市町村間において当該施設の利用枠に関する協定を締結する。（なお、このような場合には、当該一定数の広域利用を、あらかじめ両市町村間で子ども・子育て支援事業計画に位置付けることが適当と考えられます。）</p> <p>複数の施設において広域利用が見込まれる場合には、当該複数の施設を対象とした包括的な協定を締結する。</p> <p>（ 、 に該当しないような）急遽利用があった場合など、事後的に利用実績を把握した場合、費用負担の調整を市町村間で行ってください。</p> <p>都道府県においては、必要に応じて市町村間の調整に対し助言等を行ってください。</p>	自治体向けFAQ 342

	事項	問	答	備考
21	量の見込み・確保方策（定員弾力化の取扱い）	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能でしょうか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があります。定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	自治体向け FAQ 1
22	利用定員の変更	当初設定した利用定員が実際の在籍園児数よりも過大となった等の場合に、施設側の意向に基づき、利用定員を見直す必要があるのででしょうか。	利用定員は、質の高い教育・保育が提供されるよう、各施設の意向を十分に考慮しつつ、最近における実利用人員の実績や今後の見込み、市町村子ども・子育て支援事業計画への影響等を踏まえながら、適切に見直すべきものです。 見直しの時期としては、毎年度当初に見直すことが考えられるほか、年度途中であっても、見込みをもとに設定した利用定員と実利用人員との乖離が大きく、園の経営に多大な影響を及ぼしかねない等の事情がある場合には、各施設の意向を尊重しつつ、適切に利用定員の変更を検討していただくことが考えられます。	自治体向け FAQ 18
23	利用定員の変更	事業者からの利用定員の減少の届出を受理せず利用定員の減少を認めないことは可能ですか。 また、利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用者数が利用定員を上回っている場合、利用定員を見直す必要はないのでしょうか。	利用定員の減少は、子ども・子育て支援法第35条第2項又は第47条第2項の規定により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできません。 他方、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供を行うこととされており、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付3府省通知）第3の1（2）アにおいて、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」とされていることから、事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当です。 その上で、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当です。 また、利用定員の減少の届出がされた後であっても、上述の通知第3の1（2）オ（イ）のとおり、恒常的に実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、市町村及び事業者は、利用定員を適切に見直し、同法第32条又は第44条の規定による確認の変更を行う必要があります。	新規

	事項	問	答	備考
24	都道府県支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第61条第2項第2号において、市町村支援事業計画では地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとされている一方、同法第62条第2項において、都道府県支援事業支援計画では記載することとされていないのはなぜですか。	<p>(教育・保育)</p> <p>教育・保育については、「量の見込み」を教育・保育施設と地域型保育事業を通じて一体のものとして把握し、「確保方策」についても両者を一体的に定めるものです。ここで、都道府県は、認定こども園及び保育所の認可・認定の際に、都道府県支援事業支援計画に基づき需給調整の判断を行うこととされている(認定こども園法・児童福祉法)ことから、市町村支援事業計画のみならず、都道府県支援事業支援計画においても、教育・保育施設及び地域型保育事業の双方について、量の見込みと確保方策を記載することとされています。</p> <p>(地域子ども・子育て支援事業)</p> <p>一方、地域子ども・子育て支援事業については、実施の要否等の判断は一義的に市町村が行うものであり、都道府県が都道府県支援事業支援計画に基づき判断、整備を行うものではないことから、子ども・子育て支援法上、記載事項とはされていません。</p>	基本指針 (案) Q&A (第2版) Q7
25	都道府県支援事業支援計画	都道府県支援事業支援計画は、市町村支援事業計画の積み上げになると思いますが、市町村支援事業計画の変更の都度、都道府県支援事業支援計画も変更しなければならないのですか(都道府県支援事業支援計画は都道府県議会の議決案件となっています)。	都道府県支援事業支援計画については、市町村支援事業計画と整合性が取れている必要があり、市町村支援事業計画の「量の見込み」「確保方策」の数字を積み上げたものとするのが基本ですが、厳密に一致しなければならないものでもありません。市町村支援事業計画の変更の内容が、都道府県全体の需給の見通しに大きな影響を与えるものでない限り、その都度変更しなければならないものではありません。計画期間の中間年を目安とする都道府県支援事業支援計画の見直しの際に、一括して反映することも1つの方法と考えられます。	自治体向け FAQ 17
26	事業計画(指定都市等)	指定都市や中核市に移行する場合における、指定都市・中核市の支援事業計画作成に当たっての留意事項はありますか。	基本指針第三の二において、指定都市、中核市、児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)にあっては、都道府県支援事業支援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等が処理することとされているものについては、適切に指定都市等の支援事業計画に盛り込む必要があることにご留意ください。	新規
27	量の見込み・確保方策(第一期手引き)	「量の見込み」の算出は、「第一期手引き」に基づいて実施しなければならぬのでしょうか。	「第一期手引き」は、国が示した「調査票のイメージを使用した標準的な算出方法」であるため、各市町村において独自の算出方法を用いることも可能です。ただし、その際も潜在的な利用ニーズについても考慮するなど、量の見込みの算出の基本的な考え方を踏まえたものとする必要があります。また、「極端に現実的ではない数字」の場合、その原因を分析の上、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て補正することも可能です。	「手引き」に関する主な質問と回答について 1
28	量の見込み・確保方策(第一期手引き)	「第一期手引き」P25<ステップ6>の2つ目の「・」の末尾の「下限時間」はどの部分を修飾しているのでしょうか。	当該部分については「(略)『イ・パート・アルバイト等』」までの記述で完結しているため、末尾の「下限時間」についてはないものとして取り扱ってください。	「手引き」に関する主な質問と回答について 11

	事項	問	答	備考
29	量の見込み・確保方策（第一期手引き）	「第一期手引き」P53の＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外＞に関する「4）量の見込み算出方法」において、「『家庭類型別児童数（人）』×『利用意向』」から「問23（不定期事業の利用状況）における「5．ベビーシッター」「6．その他」の利用日数」を差し引くこととされているが、前者は抽出調査の結果から推計された量の見込みの値、後者は抽出調査の結果のままとなっており、スケールが合っていないため、単純に差し引くことは不適切ではないでしょうか。	ご指摘のとおりと考えられるため、当該部分について、「問23（不定期事業の利用状況）における「5．ベビーシッター」「6．その他」の利用日数÷調査客体抽出率」として取り扱って下さい。	「手引き」に関する主な質問と回答について 23
30	量の見込み・確保方策（第一期手引き）	「第一期手引き」は標準的な算出方法を示すものであり、自治体において独自の算出方法を用いることも可能とのことですが、P62以降の「＜3＞提供体制の確保の方策及び」における地域子ども・子育て支援事業計画の記載方法についても、自治体の判断で異なる取扱いをしてよいでしょうか。	計画の記載方法は独自の取扱いとさせていただいて差し支えありませんが「量の見込み」「確保方策」については、各自治体の値について全国集計を行うことを予定していることにご留意ください。	「手引き」に関する主な質問と回答について 3
31	量の見込み・確保方策（補正）	ニーズ調査を集計した結果得られた保育などの必要量と利用実態などを踏まえた現場感覚にかい離があるなどの場合、補正してよいのでしょうか？	自治体において把握している教育・保育の現在の利用状況と、「調査票のイメージ」問15により得られた情報等が異なる場合に、両者にかい離が生じた原因を分析した上で、地方版子ども・子育て会議における議論を経て補正することは可能です。	「手引き」に関する主な質問と回答について 12
32	計画と認可の関係	事業計画上、想定していない施設・事業について、事業者より認可申請があり、この申請が条件を満たしていれば、自治体は計画に位置付けられていなくても認可をしなければならないのでしょうか。（例えば計画中、保育の確保方策として認可保育所のみを定めているが、計画に定めていない小規模保育事業者からの認可申請がある場合。）	事業計画に具体的な記載がなくても、事業計画に定める需要量に達していない場合は、原則として認可しなければなりません。ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。 この場合であっても、現に待機児童がいる場合、機動的な対応が望ましいと考えます。いずれにせよ、計画にない施設・事業であっても、認可・確認することは可能です。	自治体向けFAQ 6
33	計画と認可の関係	待機児童は存在しているが、事業計画で設定した供給量は既に満たされている場合において、認可申請が行われた場合、どのように取り扱うべきでしょうか。	事業計画に定める供給量がすでに確保されている場合であっても、現に保育認定を受けて保育を受けられない状況、すなわち待機児童がいる場合には、認可しなければなりません。ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。	自治体向けFAQ 7
34	認定こども園への移行	平成25年12月18日付事務連絡「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置」については、第二期計画期間においても実施するのでしょうか。	子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、本特例措置については、現時点の方向性として、引き続き実施することとしています。	新規

	事項	問	答	備考
35	認定こども園への移行	供給過剰地域における幼稚園、保育所が認定こども園へ移行する場合における需給調整の対象となるのは、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限られるのでしょうか。それとも、制度施行後に設置された幼稚園、保育所も対象になるのでしょうか。	子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性として、引き続き実施することとしています。その上で、当該需給調整の対象には、制度施行時に現に存する幼稚園、保育所に限らず、施行後に設置された幼稚園、保育所も含まれます。	自治体向け FAQ 5
36	認定こども園への移行	幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合における需給調整に関して、供給過剰の地域においても、都道府県支援事業支援計画で定める数の上乗せを認めるのでしょうか。（需給調整よりも認定こども園への移行を優先するというのでしょうか。）	子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性として、引き続き実施することとしています。これは、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするものです。 したがって、供給過剰地域においても、認可・認定を可能とすることを前提としつつ、適切な需給状況が確保されるよう、既存施設の現在の利用状況等を勘案し、地方版子ども・子育て会議等における議論により透明性を確保した上で、都道府県支援事業支援計画で定める数を設定し、その範囲内で認可・認定を行っていただくこととなります。 指定都市や中核市においては、指定都市等の支援事業計画作成にあたっての留意事項について記載している本資料 26についても参照し、適切に支援事業計画を作成してください。	基本指針 (案) Q&A (第2版) Q13
37	認定こども園への移行	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。	28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。 なお、子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整については、現時点の方向性としては、引き続き実施することとしているため、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。	自治体向け FAQ 3

	事項	問	答	備考
38	認定こども園への移行	<p>供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるものとする需給調整について、設定することとなる利用定員（幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員）の水準はどのように考えればよいですか。</p> <p>幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定することですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。</p>	<p>子ども・子育て会議における議論も踏まえつつ、基本指針の改正を予定しているところですが、当該需給調整については、現時点の方向性としては、引き続き実施することとしています。ただし、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。</p> <p>例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子どもの数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。</p> <p>いずれにせよ、認可・認定に当たっては、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、都道府県支援事業支援計画において「上乘せる数」を各地域の実情に応じて適切に定めていただくことが前提となります。</p> <p>指定都市や中核市においては、指定都市等の支援事業計画作成にあたっての留意事項について記載している本資料 26についても参照し、適切に支援事業計画を作成してください。</p>	自治体向け FAQ 4
39	質の向上施策（幼児教育アドバイザー等）	「幼児教育アドバイザー」の取組・役割はどのようなものが想定されていますか。	<p>「幼児教育アドバイザー」とは、教育・保育施設に対し専門的知識又は技能に基づき助言その他の支援を行う者を指します。具体的には、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者を想定しています。</p> <p>委嘱に当たっては、可能な限り、各地域において、幼児教育施設等における一定の職務経験や研修履歴等を踏まえて選考される必要があります。保育実践に関する専門性を有する者のほか、幼児教育施設における公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育、栄養管理等について専門性を有する者の活用も考えられます。なお、名称に規定はありません。</p> <p>（参考）「幼児教育アドバイザー」の取組状況等についての調査研究：平成28年度「幼児教育の推進体制構築事業」の実施に係る調査分析事業（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/___icsFiles/afiedfile/2017/05/08/1385242_1.pdf">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/___icsFiles/afiedfile/2017/05/08/1385242_1.pdf</a></p>	新規

	事項	問	答	備考
40	質の向上施策 ( 幼児教育アドバイザー等 )	「幼児教育アドバイザー」と指導主事の違いは何でしょうか。	指導主事は、幼児教育に関する施策の企画・立案や、市町村・所管園への指導等を主に担当するのに対し、「幼児教育アドバイザー」は、公私・施設類型を超えて園のニーズに応じた巡回訪問等を行います。「幼児教育アドバイザー」には、退職した園長等や学識経験者等の幼児教育の専門性・経験に強みのある人材を、訪問支援や助言等に専念する人員として配置することが可能です。また、様々な専門性を有する人材を確保・配置したり、雇用形態（常勤・非常勤）を工夫する等、園や自治体のニーズ・状況等に応じて多様な配置方法を検討することができます。このため、指導主事と、「幼児教育アドバイザー」とが、重層的に連携しながら域内全体の質向上に取り組むことが可能となります。	新規
41	質の向上施策 ( 幼児教育アドバイザー等 )	幼児教育アドバイザーや指導主事、幼児教育センターに関する取組は、どこの部局を中心に担うべきですか。	自治体における幼児教育の担当部局は、公私や施設類型により異なり、一体的な取組の実施に課題がある自治体もあることから、域内全体の幼児教育の質の向上を図るという観点からは、各担当部局が連携して取り組むことが重要であると考えています。 特に、幼児教育・保育の内容面に関する取組（アドバイザーの配置や研修事務、幼児教育センターの設置等）については、指導主事の幼児教育の専門性の確保など教育委員会が主導するだけでなく、小学校教育への接続の観点からも教育委員会と首長部局が連携して幼児教育・保育内容面の質の向上に努めることが重要であると考えています。	新規
42	質の向上施策 ( 幼児教育アドバイザー等 )	「幼児教育アドバイザー」の雇用形態は、どのようなものが想定されていますか。	幼児教育アドバイザーを常勤で配置している自治体もあれば、非常勤で配置している自治体もあり、その配置方法は自治体の実情に応じて様々です。常勤雇用することにより、継続的な支援等が可能となり、園・自治体との関係性構築に寄与している例や、非常勤として雇用することにより、各園のニーズに応じた多様な専門性を有する人材を多数配置することが出来るなど、それぞれにメリットがあります。	新規
43	質の向上施策 ( 幼児教育アドバイザー等 )	「幼児教育アドバイザー」の対象となる人材が不足している場合など、人材確保・育成（質の向上）の好事例はありますか。	自治体によっては、既に豊富な実践経験や専門性を有している人材に委嘱するのみならず、中堅職員を幼児教育アドバイザーとして育成し、将来的に園・地域の中核として活躍できるよう、長期的な視点に立った人材育成に取り組んでいます。また、指導主事の同行や、専門性の異なるアドバイザーによる複数名のチームによる訪問、スーパーバイザーがアドバイザーを支援する体制の整備、幼児教育アドバイザー訪問の手引き書作成、アドバイザーを対象とした連絡協議会や研修の開催などを実施することで、幼児教育アドバイザーの質の向上や後継者育成を実施する例もあります。幼児教育アドバイザーとなり得る人材の確保とともに、こうした取組を通じ、幼児教育アドバイザーの資質・能力の向上を図ることも重要と考えています。	新規

事項	問	答	備考	
44	質の向上施策（幼児教育アドバイザー等）	「幼児教育センター」の取組・役割はどのようなものが想定されていますか。	<p>「幼児教育センター」とは、教育・保育に関する調査研究、教育・保育に携わる者の研修、区域内の市町村及び教育・保育施設等に対する情報の提供及び助言その他必要な施策を総合的に実施するための拠点を指します。ただし、取組内容は、各自治体の実情に応じて多岐にわたることを想定しています。なお、名称に規定はありません。</p> <p>（参考）「幼児教育センター」の配置状況等についての調査研究：平成28年度「幼児教育の推進体制構築事業」の実施に係る調査分析事業（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）  <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/_icsFiles/afieldfile/2017/05/08/1385242_1.pdf">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/_icsFiles/afieldfile/2017/05/08/1385242_1.pdf</a></p>	新規
45	質の向上施策（幼児教育アドバイザー等）	独立した建物や場所がないと「幼児教育センター」と言えないでしょうか。どのような形態が考えられますか。	必ずしも幼児教育センターとして独立した建物や場所が存在する必要はありませんが、幼児教育センターが担うべき機能を果たす組織及び人員を配置することが望ましいと考えます。一例として、以下のような形態が考えられます。幼稚園、保育所、認定こども園の担当部局を一元化し、センターを位置付ける場合、各施設担当課は分かれているが、教育委員会又は首長部局のいずれかの課の中に幼児教育の担当室を設置し、センターと位置付ける場合、教育センター内に、幼児教育専任の担当者を配置し、センターと位置付ける場合、各施設担当課は分かれているが、併任発令や会議体の設置等による部署間連携によりセンター機能を果たす場合等。	新規
46	計画作成に係る財政措置	子ども・子育て事業計画作成に当たり、平成31年度に地方財政措置は講じられますか。	市町村子ども子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画作成に要する経費については、平成31年度において地方財政措置が講じられる予定です。	新規
47	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の後継計画として位置づけたいと考えていますが、次世代行動計画を作成しないこととしても差し支えありませんか。	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画については、計画策定自体について任意化しています。すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定しないという選択もありうる</li> <li>・策定する場合にどの項目を盛り込むかについても任意としています。</li> </ul> <p>ただし、法第11条第1項に基づく通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により施設整備の交付金を受けようとする場合や、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進を図るための事業を実施し、財政支援の対象となる場合には、次世代法の市町村行動計画に位置付けることが必要です。</p>	自治体向け FAQ 11
48	次世代行動計画との関係	子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を一体のものとして、一つの計画として定めることは可能ですか。また、その場合、例えば、行動計画部分については、「新・放課後子ども総合プラン」に関する事項のみを盛り込むといった対応は可能でしょうか。	行動計画については、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することもできるため、例えば、子ども・子育て支援事業計画に次世代法の計画の一部（例えば「新・放課後子ども総合プラン」に関する事項のみ）の要素を加えた計画として策定するなどの柔軟な対応も可能です。	自治体向け FAQ 12